

第二十四回国会 参議院社会労働委員会會議録第二十一号

昭和三十一年四月六日(金曜日)午後三時三分開会

委員の異動

四月三日委員永岡光治君辞任につき、その補欠として相馬助治君を議長において指名した。

四月五日委員寺本廣作君辞任につき、その補欠として植竹春彦君を議長において指名した。

本日委員植竹春彦君、山本經勝君及び龜田得治君辞任につき、その補欠として寺本廣作君、久保等君及び藤原道子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

谷口弥三郎君
山下 義信君

委員

加藤 武徳君
神原 亨君
寺本 廣作君
久保 等君
相馬 助治君
竹中 勝男君
田村 文吉君
森田 義衛君

国務大臣

倉石 忠雄君

政府委員

労働大臣官房総務課長 村上 茂利君
労働省労働局長 中西 實君
事務局側 常任委員 多田 仁巳君
会専門員

説明員

労働省労働局長 石黒 拓爾君
労働法規課長

本日の会議に付した案件

○公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○理事(山下義信君) ただいまより社会労働委員会を開会いたします。四月三日付永岡光治君辞任、相馬助治君選任、四月五日付寺本廣作君辞任、植竹春彦君補欠選任、四月六日付山本經勝君辞任、久保等君選任、同日付植竹春彦君辞任、寺本廣作君選任、同日付龜田得治君辞任、藤原道子君選任。以上でございます。

○理事(山下義信君) 御報告いたします。先般の理事会におきまして、医療、公衆衛生等に関する不正行為の実情調査をいたしましたという事になりました。近時、不法な医療類似行為や、公衆衛生上の不正行為、または不正薬物等のために国民が被害をこうむっている事件が随所に起っておりますので、公衆衛生ないしは国民生活の見地からいたしまして、黙過しがたいことであるので、その実態を調査して、これら不正行為の絶滅を期したい、こういうことでございます。たとえば無免許医師、あん摩、はり、きゅう、柔道整復師等の無免許業者、療術行為者、墮胎業者、折騰療治者、不正医薬品、栄養強壮剤、不正化粧品等、ただいま申し上げましたような点につきまして調査をいたしました、こういうことでござ

いますので、御了承を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○理事(山下義信君) 御異議ないと認めます。

○理事(山下義信君) 次に、日程に入ります。公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、御質疑を願います。

○久保等君 私ただいま議題になっております公共企業体等労働関係法の改正法律案ですが、この問題については、先般の本案議で、大臣からいろいろ本法律案の提案せられたりした政府のお考え方、まあこういって点について一応お聞きをしておるわけなんです。が、しかしなおかつ、どうもその御説明を伺ってみましても、本法律案の明を伺ったその原因といえますか、政府のお考え方について十分に理解できない面がありますので、若干お考えを承わりたいと思っております。その第一点は、この法律案の出される前に、十分に関係当事者ないしは第三者とい

いますか、公益委員等の御意見等も聞かれて、いわゆる答申案というものを政府は一応もとにして本法律案を出されたというのですが、しかもこの法律案は何といつても戦後の、政府がよく言われる占領下にできた公企労法、このものを新しい今日の事態から再検討したいというお考え方で、おそらくこ

の法律の改正法律案を出されたんだと思っております。そういたしますと、相当根本的に各方面についての検討が当然なされて改正案は出て参るのが至当だと存するのですが、本年の一月十四日にこの公企労働審議会が持たれて、そして二月の八日の日に早くも結論が一応そのときにおいて出された。しかもそれに基いて改正案を出されたという事で、審議会における審議も、私はこれだけの重要な法律案を扱うのに十分の期間をかけたとは考えられないわけなんです。にもかかわらず、ここに改正法律案を出されて参ったんです。が、根本的な各般にわたっての検討の上に立って、改正案をまあ出そうというお考え方でいろいろ検討を加えたんだが、結論としてここに出されて参ったのが結論ということなのか、それともさしあたってこれだけの改正案を出しておるが、引き続き近い将来において、根本的な改正をさらに政府としては考えておるんだというふうなお考え方で、第一的な意味で、ここにこの改正案が出されて参ったのか、そこらのお考え方を大臣からお承わりたいと思います。

○国務大臣(倉石忠雄君) 本案の改正案につきましては、非常に短時間のようでございますけれども、長く期間をかけても、その間の会合が非業に短いというふうなものもあるかもしれません。この審議会は非常に熱心に夜おそくまでやっていたございまして、その間の日数はなるほど長くはありませんが、

審議会をやりました時間は非常に長うございました。非常に熱心にやっていたございました。そこで政府は、この公共企業体というもののについて、現在の公共企業体というふうなあの形態をそのままにするならば、やはりその労働関係法は今回の改正でまずまず大體よろしいではないかと、そういう考え方であります。これが一時的なものであって、さらに根本的に全部考え直す、こういうことにはいたしません。

○久保等君 そうしますと、戦時中のいろいろ諸法規あるいはまた諸制度等についての検討を現内閣はあらゆる方面にわたって考えておられるわけなんです。が、根本的には憲法の改正といったような問題も考えなければならぬというふうな、それこそ根本的な点についての検討も考えておられる内閣の立場で私はこの公企労法を考えた場合に、問題の根本的な改正を要する点、これは非常に多いと思います。また、公企労法そのものが果して妥当なものであるかどうかという問題にまで私は議論があるだろうと思っております。まあ具体的にどこをどうという問題になると、これはそれぞれむずかしい問題もありますから私は避けたいと思っております。が、しかし、今回出されて参った改正程度が、少くとも今の内閣としての考えられる集約された結論であるというふうにはどうも私理解ができないんだけれども、今の労働大臣のお考え方はいくと、今内閣として考えておる

公企労法についての改正の点というものは、今回出された法律案のすべてに尽きておるのだというお考えのようなら、それだけでも、どうも重大な問題が、むしろ私はたな上げにされたような形で、三者の比較的意思のまとまった点を中心として、さらにまたそれも重要な点についての問題がむしろ伏せられたような形で、いわばどちらかといえ、未稍的といつては問題があるかも知れませんが、まあわれわれから見ると根本的な問題がたな上げにされて、それに次ぐ問題がここに出されてきたような感じを受けるのですけれども、大臣の今の御答弁からいくと、具体的にいへば、これがとにかく今の内閣としての公企労法に対する考え方の改正をしなければならぬという考え方の結論だということなんでしょうか、もう一べんその点はつきり承わっておきたいと思ひます。

○國務大臣(倉石忠雄君) 御承知のように、公共企業体というものは、そもそもああいう形でできました歴史が歴史でございますからして、若干翻刻立法的な形が、公共企業体それ自身があつた歴史で成り立っているものから、幾らかあるかも知れませんが、この公共企業体というものが即しての労働関係を律するならば、私は今度の改正でいいではないか、私も今度の法律の改正に當つて一番着眼いたしたことは、私もこの立法に、当初現行法の立法に携わりましたときから考えておりました、またこれを運営してみても非常に気のつきましたことは、仲裁裁定というものがないやしくも最終判決であるにもかかわらず、これにいつもその紛争が

しわ寄せされておる。そこで仲裁裁定は、これは政府がもう不可能なことはやむを得ないとしても、あらゆる努力を払つて仲裁裁定を実施すべき方向を見出すではないか、こういうふうな考え方からこの公企労法の改正案に思ひ至つたわけでありまして、私は現在の公共企業体としては、本法の改正で足りる、こういうふうな思ひしております。

○久保等君 そうしますと、この公企労法そのものが成り立つた経緯は、今大臣の言われる通りの経緯があつたと思ひます。そうしますと、労働法そのもの、それからこの公企労法それからさらには国家公務員法という広い意味での労働関係法規といへば、基本的な法律そのものでも、今言つた大体三つくらいの係累に分けられるような今状態にあると思ひます。従つて本質的な問題を再検討しなければならぬといふことになれば、当然労働法そのものとの関係において、公企労法とそれから国家公務員法といふたようなものも比較検討しながら、検討されなければならぬ問題が本質的にあるんじゃないかと、いふように思ひます。ところがまあその問題については、従来から大臣あるいは政府委員の御答弁等も私速記録等でも拝見いたしました、そういう関係についてはこの際触れておらないのだ、それで従来の公企労法の中において、今大臣の言われたように、たとへば仲裁裁定の問題について、もう少し何とか円滑にならぬものだらうかといふことは衆目の一致する問題だらうと思ひます。どういふふうにするかは別問題として、問題点の一つであることには相違ないと思ひます。し

かしながら根本的に再検討するといふ立場に立つならば、今言つたような他の労働関係法規等の問題もありますし、まあわれわれ根本的に考えますならば、こういう公企労法といふものもののがいへば中途半端な存在じゃないかといふ考え方を持つておるのです、そうすると、公企労法だけの問題ではなくして、いわゆる広い意味での労働関係法規を考えてみなければならぬ、少くとも労働者そのものの基本的な基本権と言つておきまする罷業権を中心にしたそういう行為との問題についても、これは非常に私は今のところ中途半端な形に公企労法が規定されておる、しかも片や今言われた仲裁裁定の問題はそれとの関連性において、より非常に問題を困難ならしめておるというように私も了解するわけなんです。しかし、そういう他法規との関係における根本問題は、大臣の今の御答弁で、今考へてはならないのだ、再検討すべき必要があるといふ判断はいたしておらないといふことは私は御答弁だと思ひますが、そういうことですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) あなたの御っしゃつたような考え方でおりました。○久保等君 そうしますと、ただいま言われたことで大臣のお考え方はわかつたのですが、従来からやはり問題になつておりましたのは、ただいまちょっと触れましたがやはり争議行為の禁止という問題、これが非常に重要な問題の一つではないかと私は思ひます。その制が、これは特に国家公務員の場合等においては、公企労法そのものの

中にも、五現業の場合においては、争議権が明確に制限されております関係もあり、非常に大きな問題ではないかと思ひます。そういう問題については、これは従来通りだといふことになつて参ると思ひます。その場合に、たとへば政治活動の問題等についても、同じ公企労法の中で三公社と五現業とこれは差別があるわけですが、そのことについて他との関連をいろいろ言へば限がないのですが、この場合には政治活動の自由が一応許されておる。しかし片や五現業の場合には、それが全然制限されているといふような問題についても、従来非常に大きな問題になつて、今日未解決のままになつておると思ひます。他との問題もいろいろ言へば限はありますが、その問題は伏せておいて、五現業の場合には、私は少くとも公企労法の中においても何と同一の扱い方をしたいくべきではないかといふ気がいたすのですし、これについてはひとりわれわれだけでなくて、一般の学識者あるいは有識者等の強い意見もあるわけなんです。そういう問題を考えた場合に、今回この公企労法の問題をせつかく政府が手をつけて、やはり何とか少しでもよくしようといふお考えを大臣初め政府が持つておるとするならば、たとへば私は長い間の懸案である政治活動の問題については、これは別に全部を上げるといふのでなくて、せめて三公社並みにでも五現業の場合には引き上げていかれることが、さしあつた問題としても、私は当然お考えになつてもいい問題ではないかといふよ

うに思ひます。それはなぜかと申しますと、一つには今度出された改正案の中を見ますと、できるだけ同じような扱い方を、公企労法関係の中において、同じような扱い方をしたいのだというお気持ちの一端が、たとへばあの二カ月以内の期間で雇われた人間、人、これらの問題についても同じ企業の中で二カ月といふようなことで差別をしないで、何とかできるだけ一つ同じような扱い方をしたいといふことに見受けるわけです。そういう一つの事例をとつて考えてみても、できるだけそういうアンバランスを申しします、この際調整していきたいといふお考えがあるように私見しておるのですが、そういうした場合には、根本的に今申し上げた、これは一例でございますが、政治活動の問題等は、これは何とかが範囲はまた考へるとしても、全面的に禁止してしまふのだ、しかもそれは一歩使さんであらうと、それからまた極端に言へば、馬車引きの、林野関係の馬車を引かれる、これは純然たる筋肉労働者、これらの人も、国家から給与をもらつてゐる限りはこれは国家公務員だといふ考え方、政治活動を制限しておられるような問題等も考えた場合に、これらは当然私は何とか総体的にあらゆる方面を考慮に入れた改正といふ問題は別としても、この際、やはり公企労法の改正の一つの重要な焦点として私はぜひ取り上げらるべきではないかと思ひますが、その点はどういふふうな事情だったのでしょうか。

○理事山下義信君退席、理事谷口弥三郎君着席

○理事山下義信君退席、理事谷口弥三郎君着席

○理事山下義信君退席、理事谷口弥三郎君着席

○理事山下義信君退席、理事谷口弥三郎君着席

○理事山下義信君退席、理事谷口弥三郎君着席

○國務大臣(倉石忠雄君) この間もそういろいろお話がございましたが、私どもの考え方は、今お話の五現業の方々はもとよりこれは国家公務員でありまして、国家が経営をいたしておる五現業に従事しておられるわけでありまして。従って前にはこの公労法をこれらの人々に適用はされなかった。ところが、私どもはこういう現業的な立場に立つておられる方々に対しては、やはり労働関係においては公労法を適用する方がこれらの方々に對してはいいではないかと、まあ何と申しますか、範圍を廣げて、団体交渉権も持つていただくように、企業体であるから、した方がいのではないかとということでも五現業に広げたわけでありまして。そこで、しかしながらやはりその身分関係においては、公けに奉仕する義務を持つ国家公務員であるということには変わりはないわけでありまして、この公企労法を適用するという程度にして、やはり公けに奉仕する義務を持つておる国家公務員である以上は、その点においては国家公務員と、一般公務員と同じ取扱いをすべきではないかと、こういう考え方でありまして、今度この法の改正にもその点には触れなかった、こういうわけでありまして。

○久保等君 大臣の今言われる公けに奉仕するという問題なんですがね、現行法の実態を説明する説明の仕方としては、私はまあ大臣の今言われる公けに奉仕する立場にある者は、争議行為にしてもあるいは政治活動にしてもこれは認められないのだ、また認めるべきではないのだというのが現制度の建前なんだということでは、私はやっぱりちよつと理解がいきにくいと思う。もうはつきりわかりやすいいえば、とにかく給手を政府からもらつておる者については、その携つておる仕事そのものが重要であるとかないとか、あるいは公けに奉仕するとか何とかいう問題とは別にこれはもう当然争議行為を禁止し、それから政治活動も禁止するのだという建前なんだという御説明は、これは現行法なり現制度を私は説明する仕方として一番的確だと思うのですがね、公けに奉仕するとか、あるいはまた公共性があるから非常に国民に對して迷惑がかかるから、一般の大衆に迷惑がかかるから、だから政治活動の自由についてもこれは制限しなければならぬし、争議行為も禁止しなければならぬのだという、実はお話では、どうも残念ながら、今の日本の実態というものは理解しにくいと私は思うのですよ。だから本質的に問題を究明して参りますと、何といつても、私は現制度というものは非常に大きな矛盾があると思います。今の大臣の公けに奉仕するという立場からいけば、それは企業が公企業であつたら、私企業であつたら、公けに奉仕するといふその事業の本質は、私は何も経営者が形式的に変わったからといって変わつてくるものではないと思ひます。従つて今大臣の言われる公けに奉仕するということになれば、これはやはり事業の本質に携つておる事業の性格、それから国民に及ぼす影響、そういうふうなことを主として考えた方が、公けというほんとうの意味を的確に判断するのじゃないか、そういうことになつてくると、必ずしも日本の場合に、私

企業であるからこれは必ずしも公けに奉仕する事業にはならぬのだというふうには割り切れない実情にあるのじゃないか、従つて私は大臣の今言われるお考え方には、言葉そのものを厳格に解釈するなら、それにむしろ賛成する、公けに奉仕するといふ立場から割り切るなら……。さらに一般の国民に重大なる影響を及ぼすという、そういう事業の性格なり、使命という立場からものを考えていくなら、またこれは話はある程度わかるけれども、しかし現制度はそういうふうにはなつておらないのじゃないかと思ひますが、いかがでしょう。

○國務大臣(倉石忠雄君) その点は、事業の公共性ということを今御指摘になつたよりでありまして、なるほどその公共性については、私企業も同じ性格を持つてゐるものがあります。しかし一方は私法人であるし、片方は公法人でありますから、その国家に奉仕してゐる公務員が、国すなわち公けに對して奉仕をするといふことは考えられない、すなわち公務員法で、公務員法制定のときにもちろんこの争議権などをやめたといふ考え方はそういうことであります。今のお話の、公共企業体関係の従業員の身分のことにつきましては、御承知のように、この政府では、公務員制度審議会に公務員制度の根本的な考え方を一つきめようといふことで答申を求めまして、その答申案が出されて、この答申案に基いて、私どもは公務員に對して根本的なこの法の改正をすべきではないかといふことで目下検討中であります。そういうふうなときに、この今御指摘のよう

な五現業の人たちの公務員の立場もやはり一緒に研究する必要があるではないかということも考えられてゐるわけでありまして。従つて御承知のように、このたびのこの答申案にも、従つてそういうときに根本的に検討すべきではないか、こういうことでありまして、答申案もその点には触れなかつた、こういう事情であります。

○久保等君 今、公務員制度調査会の問題がちよつと出ましたからお伺いしたいと思ひますが、これはやはり今国会等には私は出て参らないのじゃないかと、まあ自分で個人的に判断してゐるんですが、当然これは労働省に關係した、今言つたような問題に關連ありますだけに關係があると思ひます。従つて、直接、法を提案する所管ではないにいたしても、これは関連があると思ひます。従つて、十分にその面についての連絡調整等も行われたと思ひますが、しかし今国会にその公務員制度調査会の何らかの結論が出されて、それに基いて、さらに政府が公務員法の改正等についての案を提出されるというふうなことは考えられないのじゃないかと思ひます。それとも、念のためちよつとお伺いしたいと思ひますが、いかがでしょう。

○國務大臣(倉石忠雄君) 今国会には間に合はないと思ひます。

○久保等君 それから、まあ今五現業と三公社の問題についてちよつとお伺いしたんですが、さらに、三公社の内容で今度出されております改正案の中に、これは一番初めの方になるようにありますが、「第二条第二項第一号を次のように改める。」といふところで、「前項第一号の公共企業体に雇用される者であつて、役員及び日雇入れ

られる者以外のもの」というふうに新しくこれを改正せられてゐるんですが、これも従来から問題になつておつた、従来は「二箇月以内のまゝのもの」というふうになつておつたところを「日雇入れられる者」というふうに改正せられてゐるんですが、問題は、やはり私はこの公企労法そのものの扱い方についての問題があると同時に、本質的にこれらの人に対しては、やはり二ヶ月以内の期間を定めて雇入れられる場合の人についても、何とか一般公社の職員と同じような扱い方をしていくべきではないだろうかという意見が非常に従来からあつたと思ひます。ところが、この今度の改正案を見ますと、ただ公企労法関係の方の扱い方としては若干そういう声にこたえたような形の改正になつてゐるんですが、しかし根本的なその身分の保障の問題その他については、これは全くな上扱いしたような形になつて出て参つてゐる、これなんか私はこの問題一つを解決するなら、また解決するための改正案を出しになるならば、そういう根本的というか、この問題についての問題になつておる点をやはりすつきりした形で私は結論を出されて、この改正案が出されてくるべきじゃなかつたかと思ひますが、これも何かとつてつけたような形になつて、職員の解釈の仕方については公労法上の職員と、それからその母法といふか、普通法の公社法の方の職員の解釈とは全然違つた解釈になるような、職員というものが今度二つできることになるわけなんです。これらについても、一

体先ほどの大臣の劈頭の御説明から考

ら、私はもう少しすつきりするよりな形にすべきではなかったかと思うのです。こういふところも今言った、先ほど言われる問題の本質的な問題はつきりしておらないところにでき上った今度の法律であるから、これは非常にわかりにくい法律に私はなっておると思う

のです。ここに問題は、一体どこか、問題とは別として、私はやはり労働大臣にお伺いしたいと思うのですが、今大臣お聞きになって御納得がいったかどうか知りませんが、私は少くともこういうところを従来からもし問題があったとするならば改正するということじゃなかったかと思うのです。ところが、こういう問題が新しく今度の改正案で出てくるのです。今までは公

社の中に規定せられておった職員も、これはもう公労法という職員を公社でも職員というんだという考え方ではつきりしておる、この一本で……。ところが今度、今言ったように、職員の扱いについても二通りあるわけですね。違ってくるわけなんです。それですが、やっぱり公社法の中で条文を見て、この職員によるのは公労法の適

用を受けるのだと思つたら、また少し、公労法の方に使つて範囲が広がつてゐるというふうになつておるんです。これらは、私は別に条文の冗長にわたるとか、特に技術的な問題を取り上げてとやかく申そうとは思わない。しかし問題は、大事なところ、基本的な問題は、この改正案として出され

るなら、なぜ解決しなかったか、それからまた、ぜひ、そのことをやるなら、これは改正にも十分に値するけれども、逆に変な形でいくと、今言ったような形で、結果的には法の体裁から

ら、私はもう少しすつきりするよりな形にすべきではなかったかと思うのです。こういふところも今言った、先ほど言われる問題の本質的な問題はつきりしておらないところにでき上った今度の法律であるから、これは非常にわかりにくい法律に私はなっておると思う

のです。ここに問題は、一体どこか、問題とは別として、私はやはり労働大臣にお伺いしたいと思うのですが、今大臣お聞きになって御納得がいったかどうか知りませんが、私は少くともこういうところを従来からもし問題があったとするならば改正するということじゃなかったかと思うのです。ところが、こういう問題が新しく今度の改正案で出てくるのです。今までは公

社の中に規定せられておった職員も、これはもう公労法という職員を公社でも職員というんだという考え方ではつきりしておる、この一本で……。ところが今度、今言ったように、職員の扱いについても二通りあるわけですね。違ってくるわけなんです。それですが、やっぱり公社法の中で条文を見て、この職員によるのは公労法の適

用を受けるのだと思つたら、また少し、公労法の方に使つて範囲が広がつてゐるというふうになつておるんです。これらは、私は別に条文の冗長にわたるとか、特に技術的な問題を取り上げてとやかく申そうとは思わない。しかし問題は、大事なところ、基本的な問題は、この改正案として出され

るなら、なぜ解決しなかったか、それからまた、ぜひ、そのことをやるなら、これは改正にも十分に値するけれども、逆に変な形でいくと、今言ったような形で、結果的には法の体裁から

いって不体裁な形になって、しかもうっかりすると誤解を招き、しかも私は、三十六条、二十六条というものは、もう少し規定のしようがあると思ふのです。公社法を見ても、それから公労法を見ても、すっきりした一致した形の条文になっていなければ、これはおかしいと思ふのです。海にも薬にもならぬけれども——私は毒になる方が多いのじゃないかと思ふのです。それが、まあ法律的に明らなものと明らくないとは別にしても、そういう疑いをはさむような条文というものは、これはやはりすっきりすべきだと思うのです。そういう問題は、たまたま今度のこゝろにこの一つの問題をとらえても出てきているのですが、そういう点から考えても、何とか職員という問題について、せつかく労働者の労を私は多として賛成するという立場に立つならば、なぜもう一步進めて、その身分的な問題についての点を同時に解決しなかつたか。このことを解決することが実は本質的な問題であり、根本的な問題であつて、大事なのであつて、それで、公労法の適用を受けるか受けないかという形にすることは第二義的な問題じゃないか、ものの順序からいへば、私はそういうふうに考えられる。というのは、従来労働組合法が適用せられておつたのが、公労法の適用を受けるというふうになるだけのものなんです。それで身分の点は、相変らずこれはきわめて不安定だ。何らの保障のない職員には、私は、公社法では職員になれないような身分のままに存置しておるといふところに実は非常に大きな問題を残しておると思ふのです。まあ、局長の先ほど

の御説明でも、公社側の反対があつて意見がまとまらなかつたという実情はお伺ひしたのですが、私はぜひ労働者が、それこそ条文を十分に御判断をせられてですよ、かりに公社側がそういうことに反対されても、政府として一体どう考えるか、労働という立場から考えて、一体これをどう考えるべきかということについては、やはり私は、はっきりした考え方、特に労働者が労働者のこれはサービス機関だという考え方に立つならば、できる限り問題の、企業の本質とか何とかいうことをまげて云々ということならば、これは大へんだと思ふのです。しかし見方によつてどつちにもとれるのじゃないかという程度の両者の反対であるならば、私は労働省そのものが、政府当局そのものがこれに対してはつきりした見解を示し、少くとも私の主張するよりな形で、これは当然すっきりした形の職員という形で、普通法の方の公社法も私は改正すべきじゃないか、また改正して、今回の改正案にも出すべきじゃないかと思ふのです。この改正案そのものの話とは若干異なるかもしれないけれども、私のたゞいま主張していることに對して、労働省としては一体、公社側が反対しておつたという程度の説明なのか、それとも私の主張そのものが十分まあ、傾聴するに値すると御判断になるのかどうか、そのあたりの問題をちよつと聞きたい。

○政府委員(中西實君) 本来職員の定義につきまして、公労法のものゝ公社が引用しておつたというものが、実は本来転倒の妙な法律体系であつたわけでございます。そこでこれはまあ、沿革からそういうことに実はなつたのでございませうけれども、今回実はこの二カ月以内の期間を定めて雇用される者について、これを公労法に入れるかどうか、この問題は現業官庁との関係のアンバランスを直すという意味でやり、それからさらに組合側からの御要望があつたので、実はしたのでございませうが、ざつとばらんに申しまして、この問題はやはり公務員制度の根本的な改正、つまり、公務員の範囲をどういふにしようかというのを、今根本的に検討しておりますが、そのときの検討をあわせて、今回はこの点を見送らうというところも実は論議があつたわけでございますが、しかし労働側の審議会の委員の方の御要望もございまして、こゝろにわけございませう。そこでこれを公社法上一般の職員にするかどうか、身分保障その他限等同じようにするか、身分保障、これは実は直ちにそういうふうにするがいかんかということにつきましては、非常にやはり疑問があると思ひます。と申しますのは、やはり臨時の雇用者というよりなものにつきては、一般の雇用者と同じ地位を与えていいかどうか、これは民間企業におきましては、臨時に雇用される者につきましては、やはり身分関係が違つてゐる。それが一月のころもありません。二カ月のころもある。長いところでは場合によると、半年というより長い期間のところもあるかと思ひます。それから公社、五現業につきましても、これは企業性格によりまして一律にはなかなかむずかしいと思ふのであります。二カ月でいいところもございませうし、先ほどもちよつと

触れましたが、専売公社は四カ月ぐらいいつても必要だといふところもございませう。従つて本来なれば公社法の方で、それぞれの特性に應じてこの点をどう規律するか、それぞれやはり検討をして規定すべきだと思ふのであります。しかしながら、今回は一応従来二カ月ということに区切つておりましたから、それを公社法の方に移した、こゝろにございませう。

なお先ほどの専売公社法二十六条、それから電電公社法でいえば三十六条、この問題は気づかないでもございませうでしたが、かえつて規定が見にくくなるのじゃないかというふうなこと、これは内容的に大したことではないといふことで、そのままにしたのであります。御指摘のように、正確に表現すれば、おっしゃる通りかと思ひます。この点は、もしもそういう誤解があるといふことなれば、訂正してもいいのじゃないかと考えております。

○久保壽君 まあ、今の条文の二十六条、三十六条の問題は、まあ私その問題そのものをとり上げていろいろ申し上げようと思つてゐるわけじゃないのでして、あくまでも今度の改正の要点が、根本的な問題のいろいろ従来から懸案になつておる点の改正がねらいであるとするならば、ただいま言われております職員の範囲の問題についての取り上げ方も、当然そういう従来からの懸案についての問題を、ぜひ解決した形で、改正案として出されるべきだし、それからまた今申し上げた二カ月以内の期間を定めて雇入れられる者の問題については、これは現在の運用状況を見ていただくとうよくわかるのです。

が、私先ほども申し上げたように、単に二カ月といつても、これは形式的に二カ月の期間を定めているだけで、すぐまた次に二カ月、二カ月という形でやつておるものもあるわけなんです。だからそういうことで現実に四年も五年も継続して勤務しているという人の場合もあるのですが、それらの問題をどう一体公労法は取り上げていくか、解決していくかという問題も、私は当然考えていかなければならぬと思つておりますし、そういう立場から申し上げてゐるのであります。だから現実に十日なら十日、一週間なら一週間ではんとうにぼつたりそれっきりで、臨時でもう期間が切れてしまふのだというやうな場合には私はむしろ大した現実の問題にはならぬと思ふ。ところが期間が二カ月、三カ月、四カ月になつておつても、それをそのままころがしていつて二年も三年にもなるという問題はきわめてまれなことではなくて、相当広範に通常行われておる問題があるのです。だからこれらをどう労働関係法規がとらえていくのか、またどうこれを律していったらいいのかというやうな問題が非常に大きな問題としてあるわけですから、私はそういうやうな立場から申し上げておるのです。だからほんとうにその日その日で雇用関係が切れてしまふ、また一週間なら一週間、十日なら十日で雇用関係が切れてしまふといふほんとうの意味の技術的な問題になれば問題ないのです。問題ないといふか、そう大した問題になつてこないと思ふのですが、形だけ二カ月、三カ月といつてみても、ころがしていつてゐるやうな調子の、まあ労働者、これらをぜひ今度の公企労法

の改正案は、少しでもそういう面を公
企労法の適用という形で取り上げてい
くという気持があったと私は思うので
す。しかし、問題の根本的なものを解
決されないから、この問題だけを見ると
改悪になっているのではないかとと思っ
ている。本質的に見るとこれは労働
組合を作って罷業権もあった。これは
まあ本質的な問題として私は申し上げ
ておるのですが、そういう立場に置か
れておったのが、今度は公企労法の立
場で制約を受けるということになって
きているのだが、しりの方は従来と全
く変らないのだということになる、と
まあ頭の方だけちょっと公企労の網を
かぶせたが、うしろの方の問題は、こ
れはちょっと労働省としては、また公
企労としてはわれわれ側の問題だから
というので放置されたなら、これは私
は片手落ちではないか。せつかくこう
いう公企労をこういう形で改正され
て、付則のところで新しく定義を設け
ようとするならば、所管が労働省であ
るとか、労働省でないとかいうことは
別としても、これは労働省として私は
一元的な職員という者のやはり解釈の
成り立つものにすべきではなかった
か。まあそれで、今の労政局長のお話
だと、どうもそういうことについて
の必要も認められないのじゃないかと
いうような話だ、だから、というよう
なことでは言われておるのですが、私は
そういう形式的な話ではなくて、現在
の日本の実情等を考えた場合に、これ
はぜひそういう身分関係の問題につい
ては、せつかくここで公企労法の職員
というところで扱うならば、公企法の中
においても職員として扱うように私は
すべきではなかったか。また今後もそ

ういうことについて、かりに今度の改
正案でそこまで行き得なかったとして
も、今後はそういう考え方の上に立つ
て、私は十分に一つ努力をせられる必
要があるのではないかと。いかが
でしょうか。

○政府委員(中西實君) 先ほども申し
上げましたように、臨時雇用の者につき
まして若干の差別的な労働関係になる
というところは、これは、一般民間にも
あることで、その点は、各公社、五現
業の特性に応じてさらに検討されるべ
きだと思います。ただ答申におきまし
ても、組合側の代表者の方が賛成され
したのは、おそらくは今まで一つの職
員組合の中に入らなかったという者が
入りまして、やはり寄らば大樹の陰
で、その大きな組合組織によって公社
側あるいは理事者側といういろいろ交
渉されて、そしてそういう二三月未満
の者につきまして、何かと労働条件あ
るいは義務というよりなものがあった
これは別にはつきりと話し合いによつ
てきまっていこうというのを期待され
て、賛成されたのじゃないかと思いま
すので、私もどうもそういう行き方につ
いて実は賛成をいたしまして、今度提
案いたしましたわけでございます。

○久保君 次に、やはりこの改正の
中で重要な点はまあやはり仲裁裁定が
従来と大きくそのまゝ実施せられないと
いうようなことで、非常に紛糾をさら
に加えるといったような結果になつて
おったと思うのですが、先ほど大臣も
取り上げた項目の一つの点として例
示をせられておったのですが、私もそ
の点については全く同感で、非常に仲
裁裁定というものが法の制定の建前か
らいけば、従来といえども、この仲裁

裁定の結論というものは労働双方が拘束
をせられるものではないか、非常に
嚴重な規定になつておったと思うので
すが、それがただ抜け道ができておる
もので、それから、その解釈をめぐつて
いろいろと紛糾を重ねるということ
であつたので、これはぜひ公企労法を
かりに現在のまま持つていくとしても、
ぜひ仲裁裁定の問題は何となく少し
厳格にこれが実施せられていくような
建前にならぬと、いつになつてもこ
の問題は解決しない、しかも労働組
合の立場に立つていけば、公企労法
のものが本来争議行為を禁止してお
るという立場にあるだけに、争議行為
の問題と、それからこの仲裁裁定の問
題とを私はてんびんにかけられた二つ
の問題だといつてもいいくらい非常に比
重の大きな問題じゃないかと思いま
す。ところが、争議行為の方は抜け道
も何もないので、びしやり禁止をせら
れたままになつておつて、片や仲裁裁
定の方だけに予算上、資金上という
ようなことで、解釈のしようによつて
は、これまた非常にゆるい解釈の成り立
つような問題で放置されておるとい
うようなことは、何としても改正をしな
ければならぬ問題で私もあるとかねが
ね思つておつたのです。で、今度出さ
れましたのを見ますと、実はまあ若干
その点について給与総額の問題のこ
ろでゆるくした、そのようにはなつて
おりますけれども、しかし私はこれは
もう一体どの程度の実行が期待でき
るか、非常に怪しいのじゃないかと実
は思ひますが、この問題について、
一応このお考え方を承わりたいと思
います。

○政府委員(中西實君) これはもうよ
く御承知と思ひますけれども、従来は
給与総額ということが予算上に規定し
てあるのをごいまして、少しでも給
与総額をこえるというよりな仲裁裁定
の場合は、もう形式的に予算上不可能
ということになりまして、ことごとく
これが国会の問題になる。そこで今度
は、仲裁制度につきましても改正いた
しまして、十分に権威ある仲裁裁定が
出るといふことの前提のもとに出まし
た仲裁裁定はこれをできるだけ尊重す
るということ、そのことを公企労法に
精神規定ではございしますけれども、
かしはつきりと尊重すべきことを規定
すると同時に、公社法の各それぞれの
該当条文におきまして、仲裁裁定が出
た場合には、給与総額にかかわらず、
流用等によって実施可能な場合にはそ
れをなし得る。しかしながら、これは
結局流用その他は一般会計の手続が
ございまして、その手続にはよらなけ
ればなりません、一応給与総額とい
うことについてはワケをはずしまして、
一般の会計原則によつて処理をしてい
く、できるだけ国会にはこないよう
にするというのが一応の考え方では
ございます。

○久保君 関係公社法の方も若干改
正がなされておるようでありまして、
そういう点は眞新しくここで目にとま
るのは、公共企業体等仲裁委員会の裁
定があつた場合において、その裁定を
実施するために必要な金額を予算の定
めるところにより、関係大臣の認可を得
て、給与として支給するときは適用し
ない。給与総額の適用をしないという
意味になつておりますが、今局長の御
説明で、予算の総額、これは物件費も

物件費も入れての総額ですが、総額は
いじれないにしても、その範囲内なら
物件費も人件費も移流用、こういうた
よきなこともできる。関係大臣の認可
を受けていけばできるという意味だろ
うと思ひます。ただここに「予算
の定めるところにより」というふう
になつておるのは、これは特別の意味が
あるのでしょうか。私は「予算の定め
るところにより」というと、これまた
物件費と人件費はそれぞれ区分けされ
ておることだし、何か特別の……予
算の定めるところにより」と言わなく
ても、まあ関係大臣の認可を導かない
というわけにもこれはいかないかもし
れぬのですが、予算の給与総額をこえ
てもいいという規定ならば、何も「予
算の定めるところにより」と、ことさら
にうたわなくてもいいんじゃないかと
いう気がするのです。何かちよつと
かかる字句のような気がするのでお
尋ねするのですが、どういふ意味で
しょうか。

○説明員(石黒拓爾君) 御説明申し上
げます。これは私も実は専門でない
のではつきりしない点もござい
ますが、内閣、政府内部で打ち合せまし
た結果、法律でもって予算のワ
ク、予算の物件費と人件費のワケをこ
えて出してもよろしいと法律に書きま
しても、予算でもってそのワケをこえ
られるような予算が出ていなければ、
これは支出の方法がないとすると、ど
うしても予算に定めなきやいけな
い、というの、どうしても必要なんだ。
またその予算の中でもちろん流用の手続
なんか書かれる、そういうのはどう

物件費も入れての総額ですが、総額は
いじれないにしても、その範囲内なら
物件費も人件費も移流用、こういうた
よきなこともできる。関係大臣の認可
を受けていけばできるという意味だろ
うと思ひます。ただここに「予算
の定めるところにより」というふう
になつておるのは、これは特別の意味が
あるのでしょうか。私は「予算の定め
るところにより」というと、これまた
物件費と人件費はそれぞれ区分けされ
ておることだし、何か特別の……予
算の定めるところにより」と言わなく
ても、まあ関係大臣の認可を導かない
というわけにもこれはいかないかもし
れぬのですが、予算の給与総額をこえ
てもいいという規定ならば、何も「予
算の定めるところにより」と、ことさら
にうたわなくてもいいんじゃないかと
いう気がするのです。何かちよつと
かかる字句のような気がするのでお
尋ねするのですが、どういふ意味で
しょうか。

物件費も入れての総額ですが、総額は
いじれないにしても、その範囲内なら
物件費も人件費も移流用、こういうた
よきなこともできる。関係大臣の認可
を受けていけばできるという意味だろ
うと思ひます。ただここに「予算
の定めるところにより」というふう
になつておるのは、これは特別の意味が
あるのでしょうか。私は「予算の定め
るところにより」というと、これまた
物件費と人件費はそれぞれ区分けされ
ておることだし、何か特別の……予
算の定めるところにより」と言わなく
ても、まあ関係大臣の認可を導かない
というわけにもこれはいかないかもし
れぬのですが、予算の給与総額をこえ
てもいいという規定ならば、何も「予
算の定めるところにより」と、ことさら
にうたわなくてもいいんじゃないかと
いう気がするのです。何かちよつと
かかる字句のような気がするのでお
尋ねするのですが、どういふ意味で
しょうか。

物件費も入れての総額ですが、総額は
いじれないにしても、その範囲内なら
物件費も人件費も移流用、こういうた
よきなこともできる。関係大臣の認可
を受けていけばできるという意味だろ
うと思ひます。ただここに「予算
の定めるところにより」というふう
になつておるのは、これは特別の意味が
あるのでしょうか。私は「予算の定め
るところにより」というと、これまた
物件費と人件費はそれぞれ区分けされ
ておることだし、何か特別の……予
算の定めるところにより」と言わなく
ても、まあ関係大臣の認可を導かない
というわけにもこれはいかないかもし
れぬのですが、予算の給与総額をこえ
てもいいという規定ならば、何も「予
算の定めるところにより」と、ことさら
にうたわなくてもいいんじゃないかと
いう気がするのです。何かちよつと
かかる字句のような気がするのでお
尋ねするのですが、どういふ意味で
しょうか。

物件費も入れての総額ですが、総額は
いじれないにしても、その範囲内なら
物件費も人件費も移流用、こういうた
よきなこともできる。関係大臣の認可
を受けていけばできるという意味だろ
うと思ひます。ただここに「予算
の定めるところにより」というふう
になつておるのは、これは特別の意味が
あるのでしょうか。私は「予算の定め
るところにより」というと、これまた
物件費と人件費はそれぞれ区分けされ
ておることだし、何か特別の……予
算の定めるところにより」と言わなく
ても、まあ関係大臣の認可を導かない
というわけにもこれはいかないかもし
れぬのですが、予算の給与総額をこえ
てもいいという規定ならば、何も「予
算の定めるところにより」と、ことさら
にうたわなくてもいいんじゃないかと
いう気がするのです。何かちよつと
かかる字句のような気がするのでお
尋ねするのですが、どういふ意味で
しょうか。

物件費も入れての総額ですが、総額は
いじれないにしても、その範囲内なら
物件費も人件費も移流用、こういうた
よきなこともできる。関係大臣の認可
を受けていけばできるという意味だろ
うと思ひます。ただここに「予算
の定めるところにより」というふう
になつておるのは、これは特別の意味が
あるのでしょうか。私は「予算の定め
るところにより」というと、これまた
物件費と人件費はそれぞれ区分けされ
ておることだし、何か特別の……予
算の定めるところにより」と言わなく
ても、まあ関係大臣の認可を導かない
というわけにもこれはいかないかもし
れぬのですが、予算の給与総額をこえ
てもいいという規定ならば、何も「予
算の定めるところにより」と、ことさら
にうたわなくてもいいんじゃないかと
いう気がするのです。何かちよつと
かかる字句のような気がするのでお
尋ねするのですが、どういふ意味で
しょうか。

しても技術的に必要になるんだと、こ
ういうことであります。

○久保等君 ですから、技術的だとい
えば、まあその意味は理解できないこ
ともないのですが、考え方としては、あ
くまで所管大臣の認可を受けて給手
として支給するときには、給手総額をこ
えて給手することができるとのこと、
従って当初定められた予算の金額内容
についていえば、物件費であろうと
も、人件費であろうとも、そういうた
ようなものについてもあれこれ流用す
ることもできるのだ、移流用すること
ができるのだという考え方の上でこの
新しい条文が制定されたのだと私は
思うのですが、その通りでしょうか。
簡単に一つ、まあイエスかノー程度の
結論でけっこうです。

○政府委員(中西實君) 大体その通り
でございますが、この給手総額は予算
総額でございまして、それはやはり保
つと、従ってこの予算総額のことへ
持つてきて、仲裁裁定の出た場合には
こりするのだというのをまあ繰り返
してやはりたわないと、予算上やは
り出せない。私は法律によればいい
んじやないかという気がしておいたの
ですが、大蔵省はやはり予算にも繰り
返してそういうことをうたり必要があ
ると、こう言いますので、それならそ
うしようと、こういうことでお願いし
ておるわけでありまして。

○久保等君 ちよつとお尋ねします
が、毎年、出す予算の中の予算総額と
いうものがありますが、その予算総額
には必ずそれじや、これからもうきま
り文句として必ず、仲裁裁定が出た際
においてという文句を常に入れて予算
を制定するということになるのでしよ

うか。どうですか。その点承わってお
きたいと思ひます。

○政府委員(中西實君) そういうふう
に考えております。業績手当について
は毎年成文みたいに入っております。

○久保等君 それでは今の点はわかり
ました。従ってそういうことになれ
ば、常にもうきまり文句として、予算
の総額の中に、給手総額がたわれる
と同時に、まあその下のところに、こ
の仲裁裁定の出た場合というところで、
仲裁裁定が出るのが予想される、さ
れないとは別として、常に予算総額の中
には、仲裁裁定が出た場合に云々とい
うことで文言が入ると、従って仲裁裁
定が出たから、また予算総額を直ちに
いじらなければならぬという
事態は出てこないんだというところで、
理解をいたしたいと思ひますが、た
だ私、なお個々の、先ほど上げられま
した委員会の裁定というところの第三
十五条でございますが、このところ
で「委員会の裁定に対しては、当事者
は、双方とも最終的決定としてこれに
服従しなければならず、また、政府
は、当該裁定が実施されるように、で
きる限り努力しなければならぬ。た
だし、公共企業体等の予算上又は資金
上、不可能な資金の支出を内容とする
裁定については、第十六条の定めると
ころによる。」というところになってい
るのですが、これは言いかえれば従来の
制度なり、条文というものが、まとめ
られて書かれたという程度を出ないん
ですが、ただ先ほどの御説明にもあり
ましたように、当該裁定が実施される
ように、できる限り政府は努力をしな
ければならぬんだというところが今
度の改正案の私は骨子だと思ひんで

す。非常に、この条文そのものには何
ら反対すべきものでもありませんし、
きわめてけっこうだと思ひますが、
問題は、ただし書きという問題が、従
来通りにはやはりあるところが、私ども
も非常に不満でありますし、何とか
この点がもう少し考慮せられなかつた
のかどうか。まあ先ほどちよつと申
し上げたように、公労法で一番一つの
大きなねらいは、労働組合法の適用を排
除して、非常に重要な公共事業、ある
いは政府事業に携わっているのだけ
から、争議行為を禁止するという建前
でこの法案ができていようとするならば、
またそういう立場を是認する立場に立
つ人においても、私はそうすれば当然
仲裁裁定というきわめてまれな場合
の、しかもどのつまりまでいって、
給手問題が仲裁裁定という形で出され
た。その場合についてはおかつこうい
う抜け穴が設けられていようという
ことは、もう非常にこれは面重点請
を欠くという言葉がそのままだにあ
るような気がするのですが、争議行
為を禁止して、しかもすつたもんだを
やめて、調停委員会を通じ、さらにま
た仲裁裁定を経たというよりな、慎重
の上にも慎重な態度をとつて出された
結論は、かりに労働組合も不満であつ
ても、これはもう当然服従しなければ
ならないのだというように、法律が権
威づけ、規定をするならば、これはや
はり予算上、資金上の問題について
も、これは当然特別措置を何らかこれ
は講じて、その仲裁裁定だけはとに
かく厳重に、両者ともこひひきのな
いようにこれが実現されるという建前
に立つて行かなければ意味がないん
じやないかと思ひますが、まあその

点が従来のものをそのままこへ移し
かえたという程度にしかなくておらな
いのです。これはまあ非常に私は、大
きな納得のできない不満の一つであ
りますが、一体せつかくこの改正案を
出しになった趣旨が、現行法の中に
いて、いろいろな不都合な点、特に
使関係の問題についての、従来からの
懸案問題を解決せよという熱意で
出されたといふれば、この問題こそが
一番私はポイントじゃなかつたのかと思
ひますが、それがそのままになって
おりますことは、一体どういふ事情な
んでしょうか。

○政府委員(中西實君) この公社現業
の經理につきまして、予算を立てて、
それが国会によつて決定されるという
建前をとつていられる限りは、どうもこの
ただし書きというものはやむを得な
い。一昨年末は公社合理化審議会、あ
の審議会におきまして、一体公社の
予算というものをあいつふりにき
ちつと国会によつて決定されることが
いいかどうかということが、非常に大
きな問題として議論されました。し
かしやいろいろな議論の末やむを得な
かろうという結論で現在に至つてい
るわけでございます。従つて政府の經營
します公社五現業、これの予算を国会
できめるといふ建前をとつております
限りは、この国会の予算審議権という
ものを否定するわけにはゆかない。従
つてどうしても予算上あるいは資金上
不可能な場合には、一応やはり国会の
承認を要する、これは建前上やむを得
ないかと存するのでございます。

○久保等君 まあここで言われており
ますことは、公共企業体についての問
題ですから、今局長の言われますよう
に、公共企業体の予算そのもののあり
方自体についても、これはまあ問題が
あることはすでに広く知られておると
ころですが、そういう問題はかりに抜
きにしても、私はやはり国会の予算審
議権を侵犯するとか何とか言つてお
ります。これはいふは私は一つは動
かすべからざる事実が発生したとい
う考え方にとつてきやないか、仲裁裁
定というものは非常にこれは権威のあ
る、しかも今度裁定は国会のいわば承
認を——仲裁委員は、公益委員の場合
ですが、これは国会の承認を得てこれ
を任命するといふような形にもしよう
といふ建前をとつておるようですが、そ
うだとすれば、私は従来は多少そ
ういふ形式論的に今まで問題があつたとし
ても、今度は国会が任命する形をとる
ならば、そういう諸君があらゆる段階
を経て、しかも最終最後に出た問題に
ついては、これはまあちよつと裁判が
なされた問題と同じような考えで、私
はこれに対して国会が資金的に必要が
あると認めて裁定がなされた場合に
は、国会がこれをうのみにしたところ
で、それが国会の予算の審議権が侵犯
せられたといふことにはならぬのじや
ないか、またそういうことを言うなら
ば、これはいろいろな場合が私はある
のじやないかと思ひます。たとえば
支出行為によつて支出をしたというこ
とになれば、これは予算の審議権が侵
犯せられたと言つて、一体支出をしな
いことができるかといふは、私は今具
体的にちよつと思ひつきませんが、そ
ういふ場合は幾つかあるのじやないか
と思ひます。従つて仲裁裁定という
ものがほんとうに権威のあるものだ
という立場の上に立つたならば、また権威

をせひつけさせなければならぬのだ、権威あらしめなければならぬのだという考え方から出るならば、当然これは国会においても、ただ手続的に国会の審議を経なければならぬのですから、そういう手続はとるにしても、それはもう予算上資金上といったようなことで逃げられないような形にすることが、これはほんとうに私は根本的に紛争問題を解決する道だと思ひます。この抜け穴があるからこそ、私は従来とも公共企業体等における紛争問題がなかなか解決しない、しかも国会そのものでも内部でいろいろ解決の仕方によってどうもすつきりした結論は一向に出しておられないのです。あの仲裁裁定の扱い方というものは、これは従来からだつてすつきりした私は形の結論が出ておるとは思ひないのです。政府の提案の仕方にしても非常に問題があつたと思ひます。とにかくそういう問題は一にかかつて、こういう問題そのものをあまり国会そのものが扱うことは私はいかかと思ひますが、仲裁委員会というものを作つたならば、しかも今度の法律でせつかく国会が任命するといふ形をとる公共企業労働委員会というものを作るなら、ぜひ一つそういう点はむしろ国会が委任したのだ、この予算の関連性において言うならば、委任したのだという解釈も成り立つと思ひし、まあそういう点からこのただし書きのところはぜひひなくすべきじゃなかつたか。そうすると労働大臣の言われるこの改正案がねらつてゐる最大の眼目は、そのことによつて、私はいかなる論議よりも端的に、問題解決をはかることになつたんじゃないかと思ひますが、惜しいことに、この問題が従来のまま

に存置せられておることは、これはもう非常に残念だと思ひます。今私が申し上げたように、公益委員の任命の問題も今度改正しようといふことを考へておられるならば、それとの関連性において、このただし書きは私はつけなくてもそう不都合な問題はないのじゃないか、予算の国会における審議権を侵害するといふようなことは私はないのじゃないか、またそういう解釈は成り立たぬのじゃないかと思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(中西實君) この審議会の答申にもこの問題について申し上げておりますように、問題は、政府関係者の十分な良識さえあれば、現行規定のもとでも可能であり、これを欠けば、いかなる規定をしても不可能であるといふことを申し上げておきます。今度は政府といひましたも極力尊重するといふこととごまかすので、大体の取扱いにおきましては、ただし書きといふものの働の場合といふものは非常に少いのじゃないか。現に昨年あたりから、仲裁裁定は必ず実行するといふ方向で処理をしておる次第でございます。ただ建前といひまして、やはり予算を国会で審議するといふことになつております限りは、この規定を置いておきかざるを得ない。いかなる場合でも、予算の編成権あるいは予算の審議権を制約するといふような立法は、例もないのでございまして、やはり国会に予算がかかるという建前になつておる限りは、このただし書きは置いておく必要がある、実際問題として、できるだけわれわれとしても、このただし書きの運用される場合の少いことを期待しておるわけでございます。

○久保等君 こういうただし書きの適用せられないことを期待しておるといふけれども、これは期待するのじゃないか、私は政府のむしろ考え方をそのものが、どういふ結果になるかの分れ道だと思ひます。これは特に労働大臣は、わけても政府の特に私は当面の責任者ではないかと思ひますが、従つてまあ当事者双方の問題は、若干関係が違ひますけれども、政府といふ問題については、「政府は、当該規定が実施されるように、できる限り努力しなげればならない」といふ字句が入つただけは、従来より以上に何か積極性があり、政府当局も熱意を持つておられると解釈をいたしたいのですが、しかし従来の経過から見ても、労働大臣は、従来仲裁裁定が出た二十のうち、これは全部、時と場合によると、多少不満足があつても全部実施しておると言つておられますけれども、それなら一つ一つのケースをとつてその当時のことを考えてみますと、これは労働大臣が言われるほど、私はすつきりと政府が仲裁裁定に服せられたといふことは、これはないので。しかし、時期を若干ずらした程度で実施しておると言われるけれども、時期をずらすといふことになると、これは厳格な意味では私は服従したといふことにはならぬ。これは六分が五分服従したといふことにはなるかもしれないが、少くとも全面的にそれに従つたといふことには私はならぬと思ひます。特に一番問題になるのは、やはり予算上資金上という問題で逃げて、その年度を少しずらしたといふことで実施された場合が非常に多いのであります。これは半分以上そりだつたのじゃないかと思ひます。と

にかくそういう点を考えてみますると、良識さえ持つてこれが実現せられるならばという答申の内容はその通りだと思ひます。そうなれば法律がなくともうまいくどううと思ひますが、それもいかなしい、今までの経過も、必ずしも労働大臣が数字をあげられて答弁せられるように円滑に、争議行為が禁止されておるけれども、労働組合の特に立場等に立つて納得されるような形で問題が解決されておらないことは、過去の事実が私に示しておると思ひます。だからそれだけに、この最後のただし書きが発動せられないことをもちろん望むのであります。しかしここに最後の抜け穴が私にはやはりあるのじゃないか、あるのじゃないかといふよりも、あるわけでありまして、だから、せつかく熱意を持つて仲裁裁定の問題についての解決をはかるために、ここで教歩を進めるといふ政府のお考えがあるなら、このただし書きはやはり削除して私は出されるべきじゃないかと考へるのですが、しかしここであまり押し問答的な議論をしようとは存じませんけれども、しかし私はやはりこの公共企業法のできた経過から考へ、また公共企業法のねらつておるねらい方からすると、せめて片手落ちでない公共企業法を確立するといふ考えからするならば、このただし書きはやはり私は取るべきじゃないかといふふうに考へます。ただ、国会の審議権を侵害してはいけなからという理由からだけならば私はまた方法があるのじゃないかと思ひますが、ただ単に国会の審議権を侵害しては申しわけないからというだけならば、私はまだ方法はあると思ひます。しかしそうでは

なくて、やはり予算上資金上というところになつて何と逃げ道を作つておかなければ、そのものずばりで、両当事者のみならず、政府がそれに、拘束されるのだという形になつたのでは、やはりちよつと困るのじゃないかという気が持た、私はこのただし書きを存置しておる政府特に労働大臣の気持の中にもあるのじゃないかと思ひますが、労働大臣は何ですか、今局長の言われたと同じような問題は、国会の審議権を侵しちやならぬといふところだけにこれを存置した理由があるといふようにお考へになるのでしょうか。これは大臣から一つ中心的な問題であるので、お答を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(倉石忠雄君) この法を實施いたしましてから、しばしばたいまのような論争が行われました。それでこの法律、当初実行いたします現行法の立法當時は、先ほど申し上げましたようにまだ占領中でありましたが、私どもが立法に當つてその当局者といふその点について話したのであります。私が、私はこの点はやむを得ないのではないかと考へておるのであります。これは今度の私どもの改正案によりまして、予算総則及びまた当該予算の中のでやりくりのできるものについては、三十五条で政府に努力義務を課せました。そこで努力義務はあるにもかかわらず、予算上不可能な支出の裁定が下つたといふときには、やはりこれは政府がこの仲裁裁定をそのまま実施いたしたいと考へた場合には、やはり予算案を組んで国会に提出して、国会の賛成を得なければ実施できないことは御存じの通りでございます。従つて、ただし書きが従来からの審

議院という言葉が出ましたでなければ、やはり予算上不可能な支出を内容とする規定が下りましたときには、政府が全部その通りにやろうというときでも、国会に予算案を提出して国会で賛成してもらわなければならない、こういうことでございまして、結局国会において最終的なこの予算上の判決をしてもらう。従ってたまたま久保さんのお話のように、仲裁裁定というものは公益委員が今度のような権威ある方法で組織された仲裁裁定委員会において決定したものであるから、その通りやるのみにしていいのではない、こういう考えを国会全体が持てば、その予算はまるのみにして、国会もまるのみにされればそれでけっこうなのでありまして、一応やはり国会の審議を経なければ予算は決定することができないのでございまして、やはりその点は、どういふふうにこれを考えまして、新しく予算を組んで仲裁裁定を実施しなければならぬというときには、国会の賛成を得なければならぬ、こういうことでございまして、ただその審議権云々の問題が出ましたのは、それがさらに突き進んで考えまして、必ずそうしなければならぬという法律を作るのは審議権を侵害するおそれがあるのではない、こういう意味であるとは私は解釈いたします。そういう法律は、いかがでございましょうか、久保さん、率直に申して、お互いが国民を代表する国会議員として、こういう法律で、全部国会の権限を国民代表として予算の審議権を持つておる権限をこの一つの法律に移譲してしまふということについては、必ずこれは議論のあるところだと思つて、

これはいろいろ検討いたしましたけれども、やはりそういう場合の予算上資金上支出不可能という場合には、新しい予算を編成しなければならぬのでありますから、やはりこれは国会の協賛を経なければならぬ、こういうことになるのはやむを得ないことだと思つて、

久保等君 もちろんここで言われております予算上または資金上というのは、予算総額そのものをいじらなければならぬという場合の、相当予算をいじる場合にしても大きなじり方だと思つて、

これはいろいろ検討いたしましたけれども、やはりそういう場合の予算上資金上支出不可能という場合には、新しい予算を編成しなければならぬのでありますから、やはりこれは国会の協賛を経なければならぬ、こういうことになるのはやむを得ないことだと思つて、

これはいろいろ検討いたしましたけれども、やはりそういう場合の予算上資金上支出不可能という場合には、新しい予算を編成しなければならぬのでありますから、やはりこれは国会の協賛を経なければならぬ、こういうことになるのはやむを得ないことだと思つて、

久保等君 もちろんここで言われております予算上または資金上というのは、予算総額そのものをいじらなければならぬという場合の、相当予算をいじる場合にしても大きなじり方だと思つて、

これはいろいろ検討いたしましたけれども、やはりそういう場合の予算上資金上支出不可能という場合には、新しい予算を編成しなければならぬのでありますから、やはりこれは国会の協賛を経なければならぬ、こういうことになるのはやむを得ないことだと思つて、

これはいろいろ検討いたしましたけれども、やはりそういう場合の予算上資金上支出不可能という場合には、新しい予算を編成しなければならぬのでありますから、やはりこれは国会の協賛を経なければならぬ、こういうことになるのはやむを得ないことだと思つて、

これはいろいろ検討いたしましたけれども、やはりそういう場合の予算上資金上支出不可能という場合には、新しい予算を編成しなければならぬのでありますから、やはりこれは国会の協賛を経なければならぬ、こういうことになるのはやむを得ないことだと思つて、

久保等君 もちろんここで言われております予算上または資金上というのは、予算総額そのものをいじらなければならぬという場合の、相当予算をいじる場合にしても大きなじり方だと思つて、

これはいろいろ検討いたしましたけれども、やはりそういう場合の予算上資金上支出不可能という場合には、新しい予算を編成しなければならぬのでありますから、やはりこれは国会の協賛を経なければならぬ、こういうことになるのはやむを得ないことだと思つて、

これはいろいろ検討いたしましたけれども、やはりそういう場合の予算上資金上支出不可能という場合には、新しい予算を編成しなければならぬのでありますから、やはりこれは国会の協賛を経なければならぬ、こういうことになるのはやむを得ないことだと思つて、

これはいろいろ検討いたしましたけれども、やはりそういう場合の予算上資金上支出不可能という場合には、新しい予算を編成しなければならぬのでありますから、やはりこれは国会の協賛を経なければならぬ、こういうことになるのはやむを得ないことだと思つて、

久保等君 もちろんここで言われております予算上または資金上というのは、予算総額そのものをいじらなければならぬという場合の、相当予算をいじる場合にしても大きなじり方だと思つて、

これはいろいろ検討いたしましたけれども、やはりそういう場合の予算上資金上支出不可能という場合には、新しい予算を編成しなければならぬのでありますから、やはりこれは国会の協賛を経なければならぬ、こういうことになるのはやむを得ないことだと思つて、

これはいろいろ検討いたしましたけれども、やはりそういう場合の予算上資金上支出不可能という場合には、新しい予算を編成しなければならぬのでありますから、やはりこれは国会の協賛を経なければならぬ、こういうことになるのはやむを得ないことだと思つて、

これはいろいろ検討いたしましたけれども、やはりそういう場合の予算上資金上支出不可能という場合には、新しい予算を編成しなければならぬのでありますから、やはりこれは国会の協賛を経なければならぬ、こういうことになるのはやむを得ないことだと思つて、

久保等君 もちろんここで言われております予算上または資金上というのは、予算総額そのものをいじらなければならぬという場合の、相当予算をいじる場合にしても大きなじり方だと思つて、

これはいろいろ検討いたしましたけれども、やはりそういう場合の予算上資金上支出不可能という場合には、新しい予算を編成しなければならぬのでありますから、やはりこれは国会の協賛を経なければならぬ、こういうことになるのはやむを得ないことだと思つて、

これはいろいろ検討いたしましたけれども、やはりそういう場合の予算上資金上支出不可能という場合には、新しい予算を編成しなければならぬのでありますから、やはりこれは国会の協賛を経なければならぬ、こういうことになるのはやむを得ないことだと思つて、

十六条そのものを私はやはり若干改正をして、今言った国会そのものの最終的な審議というものはこれは尊重していかねければならぬし、最終的にここでもう結論が出ようと、これはやはり国会に私はまかすべき問題だと思ふのですが、政府が誠意を持って努力するならば、私は裁定が出た場合には、予算上資金上困難な場合に、一応政府としては、やはりしかしなおかつ一つの方法として、こういうまあ予算の組み方があるのだ、予算的な措置もあるのだということを、まあ確信がある。これは私は別の問題として、政府の少くとも誠意のあることを具体的に示す意味においても、国会に予算をつけてとにかく出す、出さなければならぬのだ、それでこれに対して果してそれこそ国家的な立場に立つて国会がどういふ判断をしようとも、これは国会にまかせる、しかし政府としては少くとも今言ったような手続はとらなければならぬのだというところは、表現の仕方はどういふ表現になるかもしれませんが、別問題としても、私はそのことをうたえ、まあ政府が努力をしなればならぬのだ、できるだけ努力をしなればならぬのだというところが十六条に関連しての場合においても非常に明確になつてくるのじゃないかと思ふ。それから従来の問題なり経験から徴しても、そのことによつて、私はおそろく十六条に関連した今までのトラブルというか、不明朗さというものはほとんど僕はなくなつてしまふのじゃないかと思ふのですが、そうすると、国会によつて最終的な判定という問題は問題として残るにしても、実際問題としては私は解決できるのじゃないかという気がするのですが、今までは、政府がそのまゝ国会でいかようにもやつていただきます、私の方では全然拘束されませんし、関係がないのですからと言わんばかりの形で、予算上も一体どういふ措置をとつていくのか、こういう措置をとつていくのか、全然触れない、予算も出さないでいて、国会にいきなりぽんと出されてくるような形をとつていくところに、これは非常に問題が解決しなかつたと思ふんですが、政府がほんとうに誠心誠意で一応請じて、国会に出して、それで最終的な判定は国会の方でやってくれという形にするならば、私は非常に今までの経験から言つてうまくいくと思ひますし、そういうことに改正されれば、この改正はまあほんとうに私は固龍点睛を取り戻すのじゃないか、そういう意味で、そこまで労働大臣はお考えになれないかどうか、まあかりにここでそこまで結論が出ないとしても、今後は一つそういう点についての十分検討に値する問題であり、考慮をされたいとお気持も政府にあられるかどうか、これじゃ私はもうそういう点についての御理解がないとすると、せっかくここにうたわれたことは、ただ単に従来のことを文章に書いたというのとだけで、その効果というものは期待できないのじゃないか、私は別に将来の見通しについて悲観的な見方をするわけじゃございませんけれども、五十歩百歩じゃないかという、先ほどの問題は若干違いますが、この十六条関係の問題としては五十歩百歩じゃないかという気持もするのです、いかがでしょう。

○國務大臣(倉石忠雄君) これはまあそういう見方でもできるかもしれませんが、私どもとしては、三十五条に政府の努力義務を強調している、こういうことは相当まあ進歩性を持つていけるものだと思います。しかし御承知のように、従来の仲裁裁定でも流用で大きいのは解決してしまつていけるのでありまして、新しくこの大きな予算を組まなければならぬような仲裁裁定というものはほとんどありません。従つて私はこの三十五条の改正で、大体もうこの仲裁裁定に持つていくような紛争というものは解決がたいぶできるのではないかと、従つてこれは大いに久保さんからおもていただくことだと思つておるわけですが、なお今の予算提出云々のことは、従来もしばしば考えられていたところでありました。論議もありました。私どももまじめにそういうことについて相談しましたこともございしますが、ともかくとして、私ども政府は公労法の改正に当りましては、そのいろいろいふ労働慣行を作るために、なるべく今度のよりな改正に當つても、仲裁裁定というよりなものを原則としてはもう尊重しなくちゃならぬ、こういうふうによつて参つて、いふ労働慣行を作つていこうじゃないか、こういうふうな点について、継続してわれわれは考えていきたいと思つております。

○理事(谷口弥三郎君) 本案に対する本日の質疑は、この程度にいたしたいと思ひますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(谷口弥三郎君) 御異議ないと認めます。

それでは本日はこれで散会いたします。

午後四時五十九分散会

三月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、寄生虫病予防法の一部を改正する法律案

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案

寄生虫病予防法(昭和六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第五條中「三分ノ二」の下に「(日本住血吸虫病ノ予防ノ為ニシテ日本造ノ溝渠ヲ新設スルヲ必要スル費用ニ付テハ六分ノ五)」を加える。

第七條中「二分ノ一」の下に「(日本住血吸虫病ノ予防ノ為ニシテ日本造ノ溝渠ヲ新設スル市町村ニ対シ第五條ノ規定ニ依リ支出スル費用ニ付テハ五分ノ四)」を加える。

附則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

三月三十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、健康保険法改正反対に関する請願(第九九三三号)(第九九四四号)(第九九五五号)(第九九六六号)(第九九七七号)(第九九八八号)(第九九九九号)(第一〇〇〇〇号)(第一〇〇〇一號)(第一〇〇〇二號)(第一〇〇〇三號)(第一〇〇〇四号)(第一〇〇〇五号)(第一〇〇〇六号)(第一〇〇〇七号)(第一〇〇〇八号)(第一〇〇〇九号)(第一〇〇一〇号)(第一〇〇一五号)(第一〇〇一六号)(第一〇〇一七号)(第一〇〇一八号)(第一〇〇一九号)(第一〇〇二〇号)(第一〇〇二五号)(第一〇〇二六号)(第一〇〇二七号)(第一〇〇二八号)(第一〇〇二九号)(第一〇〇三〇号)(第一〇〇三五号)(第一〇〇三六号)(第一〇〇三七号)(第一〇〇三八号)(第一〇〇三九号)(第一〇〇四〇号)(第一〇〇四一號)(第一〇〇四二號)(第一〇〇四三號)(第一〇〇四四号)(第一〇〇四五号)(第一〇〇四六号)(第一〇〇四七号)(第一〇〇四八号)(第一〇〇四九号)(第一〇〇五〇号)(第一〇〇五五号)(第一〇〇五六号)(第一〇〇五七号)(第一〇〇五八号)(第一〇〇五九号)(第一〇〇六〇号)(第一〇〇六五号)(第一〇〇六六号)(第一〇〇六七号)(第一〇〇六八号)(第一〇〇六九号)(第一〇〇七〇号)(第一〇〇七五号)(第一〇〇七六号)(第一〇〇七七号)(第一〇〇七八号)(第一〇〇七九号)(第一〇〇八〇号)(第一〇〇八五号)(第一〇〇八六号)(第一〇〇八七号)(第一〇〇八八号)(第一〇〇八九号)(第一〇〇九〇号)(第一〇〇九五号)(第一〇〇九六号)(第一〇〇九七号)(第一〇〇九八号)(第一〇〇九九号)(第一〇一〇〇号)(第一〇一〇五号)(第一〇一〇六号)(第一〇一〇七号)(第一〇一〇八号)(第一〇一〇九号)(第一〇一〇一〇号)(第一〇一〇一五号)(第一〇一〇一六号)(第一〇一〇一七号)(第一〇一〇一八号)(第一〇一〇一九号)(第一〇一〇二〇号)(第一〇一〇二五号)(第一〇一〇二六号)(第一〇一〇二七号)(第一〇一〇二八号)(第一〇一〇二九号)(第一〇一〇三〇号)(第一〇一〇三五号)(第一〇一〇三六号)(第一〇一〇三七号)(第一〇一〇三八号)(第一〇一〇三九号)(第一〇一〇四〇号)(第一〇一〇四一號)(第一〇一〇四二號)(第一〇一〇四三號)(第一〇一〇四四号)(第一〇一〇四五号)(第一〇一〇四六号)(第一〇一〇四七号)(第一〇一〇四八号)(第一〇一〇四九号)(第一〇一〇五〇号)(第一〇一〇五五号)(第一〇一〇五六号)(第一〇一〇五七号)(第一〇一〇五八号)(第一〇一〇五九号)(第一〇一〇六〇号)(第一〇一〇六五号)(第一〇一〇六六号)(第一〇一〇六七号)(第一〇一〇六八号)(第一〇一〇六九号)(第一〇一〇七〇号)(第一〇一〇七五号)(第一〇一〇七六号)(第一〇一〇七七号)(第一〇一〇七八号)(第一〇一〇七九号)(第一〇一〇八〇号)(第一〇一〇八五号)(第一〇一〇八六号)(第一〇一〇八七号)(第一〇一〇八八号)(第一〇一〇八九号)(第一〇一〇九〇号)(第一〇一〇九五号)(第一〇一〇九六号)(第一〇一〇九七号)(第一〇一〇九八号)(第一〇一〇九九号)(第一〇一〇一〇〇号)(第一〇一〇一〇五号)(第一〇一〇一〇六号)(第一〇一〇一〇七号)(第一〇一〇一〇八号)(第一〇一〇一〇九号)(第一〇一〇一〇一〇号)(第一〇一〇一〇一五号)(第一〇一〇一〇一六号)(第一〇一〇一〇一七号)(第一〇一〇一〇一八号)(第一〇一〇一〇一九号)(第一〇一〇一〇二〇号)(第一〇一〇一〇二五号)(第一〇一〇一〇二六号)(第一〇一〇一〇二七号)(第一〇一〇一〇二八号)(第一〇一〇一〇二九号)(第一〇一〇一〇三〇号)(第一〇一〇一〇三五号)(第一〇一〇一〇三六号)(第一〇一〇一〇三七号)(第一〇一〇一〇三八号)(第一〇一〇一〇三九号)(第一〇一〇一〇四〇号)(第一〇一〇一〇四一號)(第一〇一〇一〇四二號)(第一〇一〇一〇四三號)(第一〇一〇一〇四四号)(第一〇一〇一〇四五号)(第一〇一〇一〇四六号)(第一〇一〇一〇四七号)(第一〇一〇一〇四八号)(第一〇一〇一〇四九号)(第一〇一〇一〇五〇号)(第一〇一〇一〇五五号)(第一〇一〇一〇五六号)(第一〇一〇一〇五七号)(第一〇一〇一〇五八号)(第一〇一〇一〇五九号)(第一〇一〇一〇六〇号)(第一〇一〇一〇六五号)(第一〇一〇一〇六六号)(第一〇一〇一〇六七号)(第一〇一〇一〇六八号)(第一〇一〇一〇六九号)(第一〇一〇一〇七〇号)(第一〇一〇一〇七五号)(第一〇一〇一〇七六号)(第一〇一〇一〇七七号)(第一〇一〇一〇七八号)(第一〇一〇一〇七九号)(第一〇一〇一〇八〇号)(第一〇一〇一〇八五号)(第一〇一〇一〇八六号)(第一〇一〇一〇八七号)(第一〇一〇一〇八八号)(第一〇一〇一〇八九号)(第一〇一〇一〇九〇号)(第一〇一〇一〇九五号)(第一〇一〇一〇九六号)(第一〇一〇一〇九七号)(第一〇一〇一〇九八号)(第一〇一〇一〇九九号)(第一〇一〇一〇一〇〇号)(第一〇一〇一〇一〇五号)(第一〇一〇一〇一〇六号)(第一〇一〇一〇一〇七号)(第一〇一〇一〇一〇八号)(第一〇一〇一〇一〇九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇号)(第一〇一〇一〇一〇一五号)(第一〇一〇一〇一〇一六号)(第一〇一〇一〇一〇一七号)(第一〇一〇一〇一〇一八号)(第一〇一〇一〇一〇一九号)(第一〇一〇一〇一〇二〇号)(第一〇一〇一〇一〇二五号)(第一〇一〇一〇一〇二六号)(第一〇一〇一〇一〇二七号)(第一〇一〇一〇一〇二八号)(第一〇一〇一〇一〇二九号)(第一〇一〇一〇一〇三〇号)(第一〇一〇一〇一〇三五号)(第一〇一〇一〇一〇三六号)(第一〇一〇一〇一〇三七号)(第一〇一〇一〇一〇三八号)(第一〇一〇一〇一〇三九号)(第一〇一〇一〇一〇四〇号)(第一〇一〇一〇一〇四一號)(第一〇一〇一〇一〇四二號)(第一〇一〇一〇一〇四三號)(第一〇一〇一〇一〇四四号)(第一〇一〇一〇一〇四五号)(第一〇一〇一〇一〇四六号)(第一〇一〇一〇一〇四七号)(第一〇一〇一〇一〇四八号)(第一〇一〇一〇一〇四九号)(第一〇一〇一〇一〇五〇号)(第一〇一〇一〇一〇五五号)(第一〇一〇一〇一〇五六号)(第一〇一〇一〇一〇五七号)(第一〇一〇一〇一〇五八号)(第一〇一〇一〇一〇五九号)(第一〇一〇一〇一〇六〇号)(第一〇一〇一〇一〇六五号)(第一〇一〇一〇一〇六六号)(第一〇一〇一〇一〇六七号)(第一〇一〇一〇一〇六八号)(第一〇一〇一〇一〇六九号)(第一〇一〇一〇一〇七〇号)(第一〇一〇一〇一〇七五号)(第一〇一〇一〇一〇七六号)(第一〇一〇一〇一〇七七号)(第一〇一〇一〇一〇七八号)(第一〇一〇一〇一〇七九号)(第一〇一〇一〇一〇八〇号)(第一〇一〇一〇一〇八五号)(第一〇一〇一〇一〇八六号)(第一〇一〇一〇一〇八七号)(第一〇一〇一〇一〇八八号)(第一〇一〇一〇一〇八九号)(第一〇一〇一〇一〇九〇号)(第一〇一〇一〇一〇九五号)(第一〇一〇一〇一〇九六号)(第一〇一〇一〇一〇九七号)(第一〇一〇一〇一〇九八号)(第一〇一〇一〇一〇九九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇二〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇二五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇二六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇二七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇二八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇二九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇三〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇三五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇三六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇三七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇三八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇三九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇四〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇四一號)(第一〇一〇一〇一〇一〇四二號)(第一〇一〇一〇一〇一〇四三號)(第一〇一〇一〇一〇一〇四四号)(第一〇一〇一〇一〇一〇四五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇四六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇四七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇四八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇四九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇五〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇五五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇五六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇五七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇五八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇五九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇六〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇六五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇六六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇六七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇六八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇六九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇七〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇七五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇七六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇七七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇七八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇七九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇八〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇八五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇八六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇八七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇八八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇八九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇九〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇九五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇九六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇九七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇九八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇九九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇二〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇二五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇二六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇二七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇二八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇二九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇三〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇三五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇三六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇三七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇三八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇三九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇四〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇四一號)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇四二號)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇四三號)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇四四号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇四五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇四六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇四七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇四八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇四九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇五〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇五五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇五六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇五七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇五八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇五九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇六〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇六五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇六六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇六七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇六八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇六九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇七〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇七五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇七六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇七七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇七八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇七九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇八〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇八五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇八六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇八七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇八八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇八九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇九〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇九五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇九六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇九七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇九八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇九九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四一號)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四二號)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四三號)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四四号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四一號)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四二號)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四三號)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四四号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇二九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三八号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇三九号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四〇号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四一號)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四二號)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四三號)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四四号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四五号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四六号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇四七号)(第一〇一〇一〇一〇一〇一〇一〇一

くする健康保険法改正案には全面的に反対するとの請願。

第九九四号 昭和三十一年三月十九日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡宮田町立石 中川秀男外千四百三十名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第九九三号と同じである。

第九九五号 昭和三十一年三月十九日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 福岡県大牟田市野添町八九 寄口定男外四万六千九百八十名

紹介議員 山本 経勝君

この請願の趣旨は、第九九三号と同じである。

第九九六号 昭和三十一年三月十九日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡宮田町大ノ浦五坑二区 石川清外三千名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第九九三号と同じである。

第九九七号 昭和三十一年三月十九日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡江迎町住友潜龍鉱労働組合内 藤永誠外千七百三十六名

紹介議員 成瀬 輔治君

この請願の趣旨は、第九九三号と同じである。

第九九八号 昭和三十一年三月十九日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 福岡県田川郡川崎町奥谷 南沢初太郎外三千五百名

紹介議員 重盛 壽治君

この請願の趣旨は、第九九三号と同じである。

第九九九号 昭和三十一年三月十九日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 佐賀県多久市北多久町六九二 辻田一二外八百十名

紹介議員 小松 正雄君

この請願の趣旨は、第九九三号と同じである。

第一〇〇〇号 昭和三十一年三月十九日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 福岡県小倉市足原大島 武田菊次郎外千七百一十一名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第九九三号と同じである。

第一〇〇一号 昭和三十一年三月十九日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 福岡県粕屋郡志免町別府一、〇二二 加藤駒男外六百九十九名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第九九三号と同じである。

第一〇〇二号 昭和三十一年三月十九日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 福岡県八幡市香月町大辻 佐野義夫外千九百十三名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第九九三号と同じである。

第一〇〇三号 昭和三十一年三月十九日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 福岡県山田市中山田三菱社宅内 丸谷鶴雄外三千五百名

紹介議員 吉田 法晴君

この請願の趣旨は、第九九三号と同じである。

第一〇〇四号 昭和三十一年三月十九日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 山口県小野田市木山宮草町 寒川一美外千三百名

紹介議員 上條 愛一君

この請願の趣旨は、第九九三号と同じである。

第一〇〇五号 昭和三十一年三月十九日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 福岡県大牟田市白新町二 森岡義高外千七百七十名

紹介議員 片岡 文重君

この請願の趣旨は、第九九三号と同じである。

第一〇〇六号 昭和三十一年三月十九日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 佐賀県多久市東多久町 上西完一外千四百四十名

紹介議員 高田なほ子君

この請願の趣旨は、第九九三号と同じである。

第一〇〇七号 昭和三十一年三月十九日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡崎戸町土井之浦 山村岩己外七千名

紹介議員 荒木正三郎君

この請願の趣旨は、第九九三号と同じである。

第一〇〇八号 昭和三十一年三月十九日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 福岡県田川郡川崎町奥谷 宮本泰夫外七百名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第九九三号と同じである。

第一〇〇九号 昭和三十一年三月十九日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 佐賀県杵島郡大町町平山町五九八 森正樹外二千三百三十名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第九九三号と同じである。

第一〇一〇号 昭和三十一年三月十九日受理

健康保険法改正反対に関する請願

請願者 佐賀県杵島郡大町町寿町一七九番 森万一外二千八百六十名

紹介議員 棚橋 小虎君

この請願の趣旨は、第九九三号と同じである。

第一〇一四号 昭和三十一年三月十九日受理

療術既得権存続に関する請願

請願者 福岡市住吉宮前町三四八 古沢寧一

紹介議員 野田 俊作君

昭和三十年法律第六十一号により、療術は昭和三十三年限り禁止されることになつてゐるが、これはわが国の保健衛生に寄与してきた既存の事実をまつ殺し、理由なく既得権を奪うものであり承服できないから、第二十二特別国会における附帯決議を實現して手技、電気、光線、温熱、刺げき療術が、それぞれ従来の名称により業務のできるようにすみやかに立法措置を講ぜられたいとの請願。

第一〇二四号 昭和三十一年三月二十日受理

療術既得権存続に関する請願

請願者 新潟県新発田市定役町二七 堤信三

紹介議員 小林 孝平君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一〇二五号 昭和三十一年三月二十日受理

健康保険法改正に関する請願

健康保険法改正に関する請願

請願者 新潟県庁内新潟県議会

事務局内 岡田幸平

紹介議員 小柳 牧衛君

政府においては、健康保険の赤字対策として社会保険制度の中核ともいべき健康保険法の改正を企図し、患者負担の増額、給付内容の切下げ、その他各種の医療制限を考慮している模様であるが、このような改正は福祉国家の理念に逆行し、社会保障の後退を招くものであり、まことに遺憾であるから、政府並びに国会においては、健康保険の赤字解消策として患者負担の増額等によることなく、その運営の合理化、能率化を図るとともに国庫負担の大幅な増額をして、今後なお一層その整備充実を努力せられたいとの請願。

第一〇二八号 昭和三十一年三月二十二日受理

療術既得権存続に関する請願

請願者 長野県松本市元町一四 百瀬暢洲

紹介議員 池田宇右衛門君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一〇三三三号 昭和三十一年三月二十二日受理

療術既得権存続に関する請願

請願者 福島県相馬市中村宇田町三〇 山上市松

紹介議員 木村 守江君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一〇三四四号 昭和三十一年三月二十二日受理

療術既得権存続に関する請願

請願者 東京都大田区本浦田四ノ一一 中島茂治郎

紹介議員 黒川 武雄君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一〇三五五号 昭和三十一年三月二十二日受理

療術既得権存続に関する請願

請願者 京都府舞鶴市南田辺二の丸 南部光恵

紹介議員 大野木秀次郎君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一〇三六六号 昭和三十一年三月二十二日受理

健康保険法改正反対に関する請願（十五通）

請願者 東京都港区芝三田四町二日本電気労働組合連合会内 塩治竹雄外八千二百一十一名

紹介議員 栗山 良夫君

この請願の趣旨は、第九九三三号と同じである。

第一〇三七七号 昭和三十一年三月二十二日受理

原水爆被災者の生活保障等に関する請願

請願者 東京都豊島区長崎五ノ一三 河野亀三外二百三十名

紹介議員 岡田 宗司君

衆参両院が原水爆実験禁止要請決議を採択したことは感謝するところであるが、さらに原水爆被災者の診療等、健康管理の国庫負担による完全実施と生活維持のための社会保障制度を早急に確立し、原子兵器の国内持込みと国内での実験、演習の禁止ならびに原子力

を軍事利用の目的に使用することを禁止する法律の立案を行うとともに、原子兵器や大量殺人兵器禁止の国際協定をすみやかに各国、特に大國が結ぶよう国連その他に積極的な働きかけをする措置を講ぜられたいとの請願。

第一〇六〇号 昭和三十一年三月二十三日受理

原水爆被災者の生活保障等に関する請願

請願者 東京都江東区深川平野町三ノ九 力丸寛

紹介議員 堀 眞琴君

昭和二十年八月原子爆弾の洗礼を受け、罪なき多数の人命を失った日本人として、世界の先頭に立つてこれの製造、実験等の禁止運動を行うことは当然の責務と思われれるから、本運動の推進のために、（一）被爆者の検診、治療並びに生活を国で保障すること、（二）原子兵器保有諸国に製造、実験等を直ちに禁止するよう要請すること、（三）原子兵器製造中止の国際協定を行うよう国連に要請すること、（四）原子兵器の国内持込みを禁止する決議を行うこと等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一〇六一号 昭和三十一年三月二十三日受理

戦没者遺族の処遇改善に関する請願

請願者 静岡県加茂郡下田町 堤坂健蔵外百五十七名

紹介議員 藤原 道子君

（一）支那事変または大東亜戦争の戦没遺族でいまだ恩給法、援護法の適用がなされず、または公務扶助料または遺族年金を支給すること、（二）現行の恩給法及び援護法に規定されている戸籍関係の事項を実情に添うよう改正すること、（三）勤労学徒、報道班員、国民

義勇隊、女子、い、身隊等の戦没者の遺族に遺族年金を支給すること、（四）遺族援護法の年令制限を撤廃し子孫の年令を二十才に引き上げること、（五）遺児未亡人の就職について優先、よりの制度を確立すること、（六）靖国神社ならびに護国神社を国または地方公共団体において維持すること等について国会において立法措置を講ぜられたいとの請願。

第一〇六二二号 昭和三十一年三月二十三日受理

国立療養所の作業不能者に対する慰安金増額に関する請願

請願者 東京都北多摩郡東村山町南秋津一、六一〇国立療養所多摩全生園内 三木辰三郎外四百九十二名

紹介議員 藤原 道子君

国立療養所において加療中の失明者、四肢不自由者及び重患者等の作業不能者は、作業による収入がない上、家郷からの送金のある者はほとんどなく、現在の特別慰安金月額一人百円ではまことに心細い限りであるから、これを三百五十円に増額せられたいとの請願。

第一〇六三三号 昭和三十一年三月二十三日受理

調理改善法制定促進に関する請願

請願者 和歌山県田辺市上屋敷町九四俵屋方 山家功夫外二百二十九名

紹介議員 永井純一郎君

国会に調理改善法案が提出される由であるが、調理士は、国民の保健に直接至大の関係を有し、また、間接的に

わが国食糧問題にもかかわる職業であり、その重大さを自覚すると共に、その裏付けとしての社会的地位の確立を念願しているから、本案の成立を図られたいとの請願。

第一〇六四四号 昭和三十一年三月二十三日受理

附添看護制度廃止に伴う対策樹立に関する請願

請願者 東京都中野区新井町五四 全日本国立医療労働組合内 井上五郎

紹介議員 竹中 勝男君

国立療養所の附添看護制度廃止に伴う新看護体制への切り替えについては、去る二十二国会において「看護要員の増加と諸条件、設備、給食等改善が伴わない限り強行してはならない」との決議もあるにもかかわらず厚生省においては八月以降所管医療出張所長、施設所課長、総務課長等を督促して、十月以降には部分的に切り替えを行つてゐるため、重症患者の療養上の不安や職員側からの労働強化の訴えが増加してあり、特に附添看護の失業問題もからんで重要な社会問題となつてゐるから、（一）施設改善に伴う整備予算を増加すること、（二）看護内容の低下、労働強化の恐れのあるところは四月以降も附添看護を存置すること、（三）附添看護の失職後の処置については国が責任をもつこと等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一〇六五五号 昭和三十一年三月二十三日受理

健康保険法改正に関する請願

請願者 東京都新宿区議会議員 長 大重人二

紹介議員 中山 壽彦君
この請願の趣旨は、第一〇二五号と同じである。

第一〇六六号 昭和三十一年三月二十三日受理
健康保険法改正反対に関する請願（一通）

請願者 京都市南区吉祥院落合町三二大同染工労働組合内 森川惣外二名
紹介議員 竹中 勝男君
この請願の趣旨は、第九九三号と同じである。

第一〇六七号 昭和三十一年三月二十三日受理
健康保険法改正反対に関する請願（一通）

請願者 新潟県高田市内南本町三丁目 松田芳雄外四百九十七名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第九九三号と同じである。

第一〇六八号 昭和三十一年三月二十三日受理
福岡県板付米極東空軍基地の政府雇用労働者の集団出勤停止等撤回に関する請願

請願者 福岡県小倉市砂津 高山昭男外一万八千二百五十名

紹介議員 山本 經勝君
福岡県板付米極東空軍基地においてひき起された日米労働基本契約に基づく附属協定第六十九号に示や口した米軍の正常な組合活動に対する不当弾圧による政府雇用労働者の集団出勤停止なら

びに軍直接雇用労働者の即時解雇に對しその即時撤回について善処せられるとともに、今後組合活動に対する米軍および報復機関の一切の調査を即時禁止し、組合活動に対する軍側の支配介入ならびに不当弾圧を排除せられたいとの請願。

第一〇七〇号 昭和三十一年三月二十四日受理
健康保険法改正反対に関する請願（一通）

請願者 栃木県宇都宮市三条町一、三二一 吉成重夫外一万四百十八名
紹介議員 相馬 助治君
この請願の趣旨は、第九九三号と同じである。

第一〇七一号 昭和三十一年三月二十四日受理
療術既得権存続に関する請願

請願者 長崎市浜口町一〇五 成田直樹
紹介議員 秋山俊一郎君
この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第一〇七六号 昭和三十一年三月二十四日受理
朝鮮出身軍人軍属等の遺骨調査等に関する請願

請願者 東京都台東区入谷町一六八東鮮寺内在日朝鮮人仏教連盟関東支部内 李英表外一名
紹介議員 大谷 肇潤君
満州事変、支那事変及び太平洋戦争中、日本の軍勢力、労働力として徴兵、徴用された朝鮮出身の軍人、軍

属、徴用工等の犠牲者遺骨の調査、収集、安置（慰霊）については日本人戦没者と同様に、い重なり扱いをされ人道的な立場からもこれ等遺骨のすみやかなる送還を期せられたいとの請願。

四月四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、健康保険法等の一部を改正する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律案

（健康保険法の一部改正）

第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第七十条を次のように改める。

第七十条 国庫ハ命令ノ定ムル所ニ依リ保險給付（前条ニ規定スル保險給付ヲ除ク）ニ要スル費用ノ百分ノ二十ヲ負担ス

国庫ハ前項ノ費用ノ外毎年度予算ノ範圍内ニ於テ健康保險事業ノ事務ノ執行ニ要スル費用ヲ負担ス

第七十条ノ二第一項中「健康保險組合ニ対シ」を「前条第二項ノ規定ニ依リ健康保險組合ニ対シ」に改める。

（船員保險法の一部改正）

第二条 船員保險法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「療養ノ給付、療養費、家族療養費、傷病手当金、分給費、出産手当金、育児

手当金、配偶者分給費、葬祭料、家族葬祭料及」を削る。

附則
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用する。